

① 消費者行政について

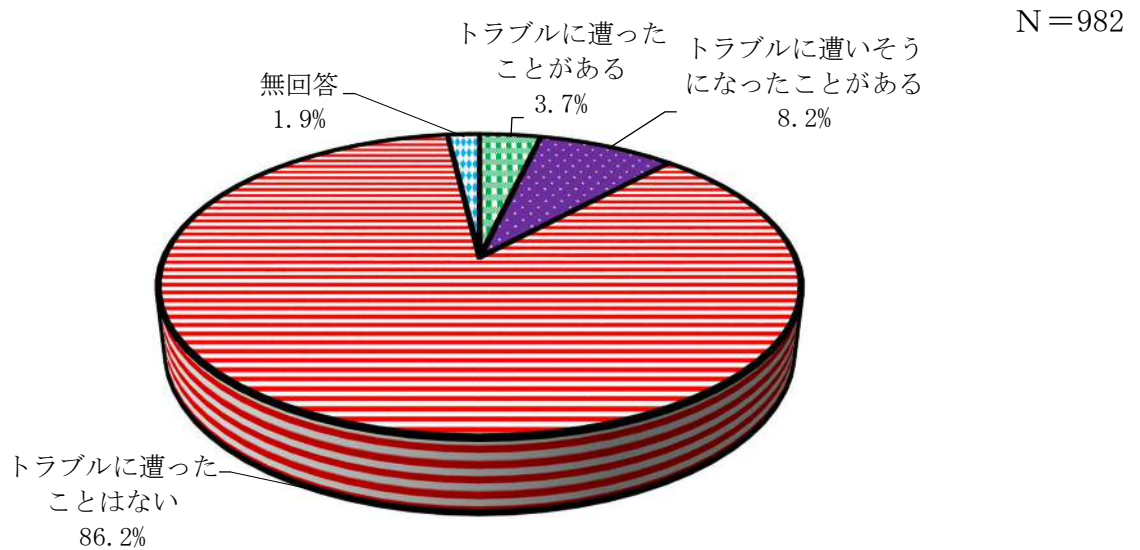
消費生活のグローバル化や高度情報通信社会の進展、高齢化・独居化の進行など、消費者を取り巻く環境の変化により、消費者トラブルの内容も変化しています。

これらの状況を踏まえ、市民の皆さまのご意見をおたずねし、今後の本市の消費者施策を検討する上での参考とするものです。

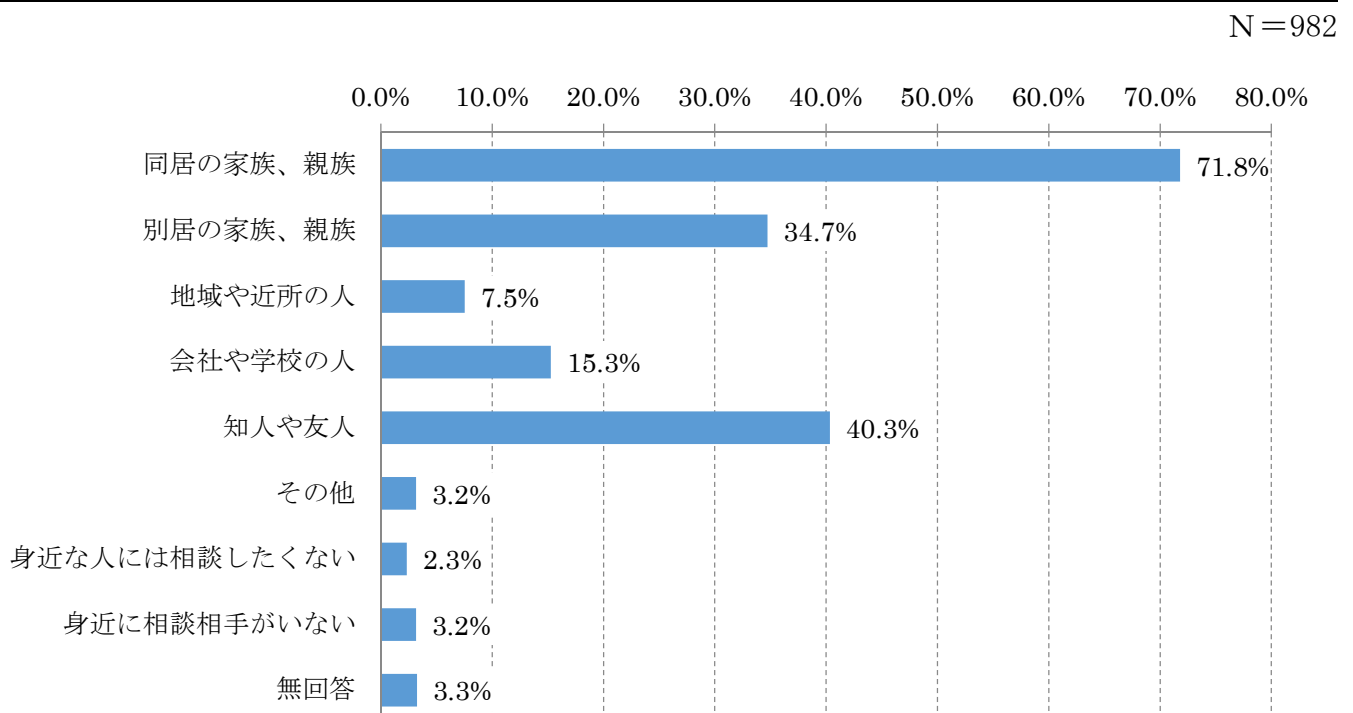
※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

～消費者トラブルへの対応について～

問1 あなたは、過去1年間くらいの間、商品の購入やサービスの利用にあたり、架空請求・悪質な訪問販売などの消費者トラブルに遭ったり、遭いそうになったことがありますか。(○は1つだけ)

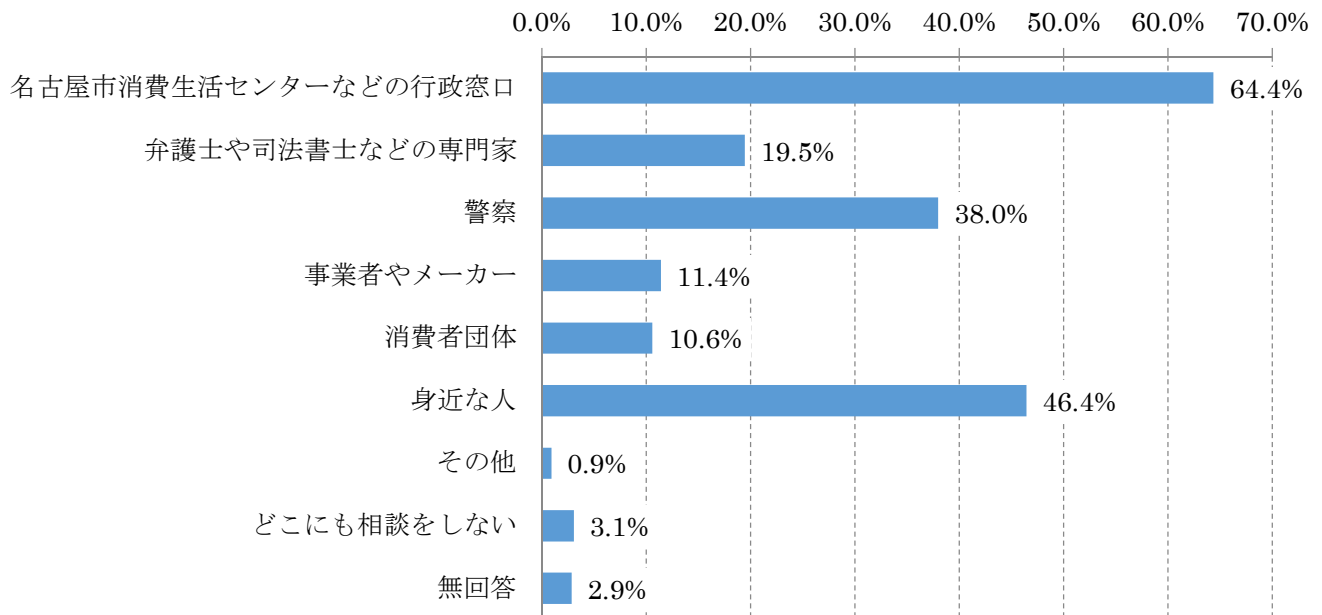


問2 あなたは、消費者トラブルに遭ったり、遭いそうになったときに、身近な人で相談する人はだれですか。(○はいくつでも)



問3 あなたは、消費者トラブルに遭ったり、遭いそうになったときに、それを解決するためにどこに相談をしようと思いますか（〇はいくつでも）

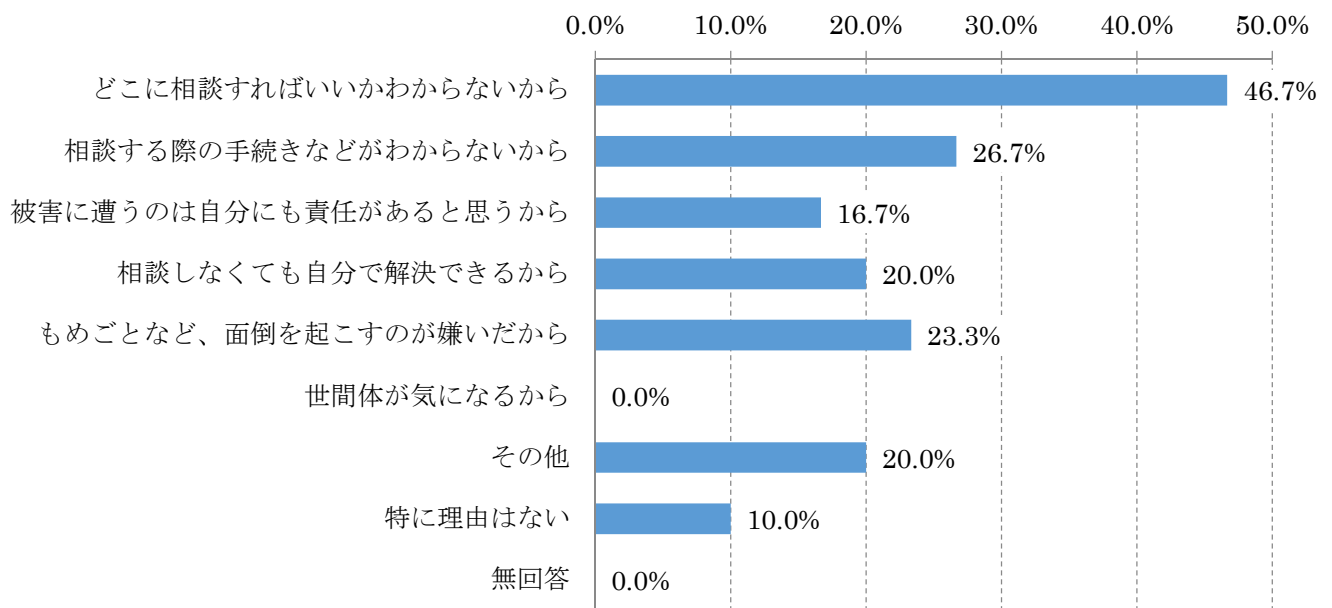
N=982



《問3で8と答えた方（どこにも相談をしない方）におたずねします。》

問4 その消費者トラブルについて相談をしない理由は何ですか。（〇はいくつでも）

N=30

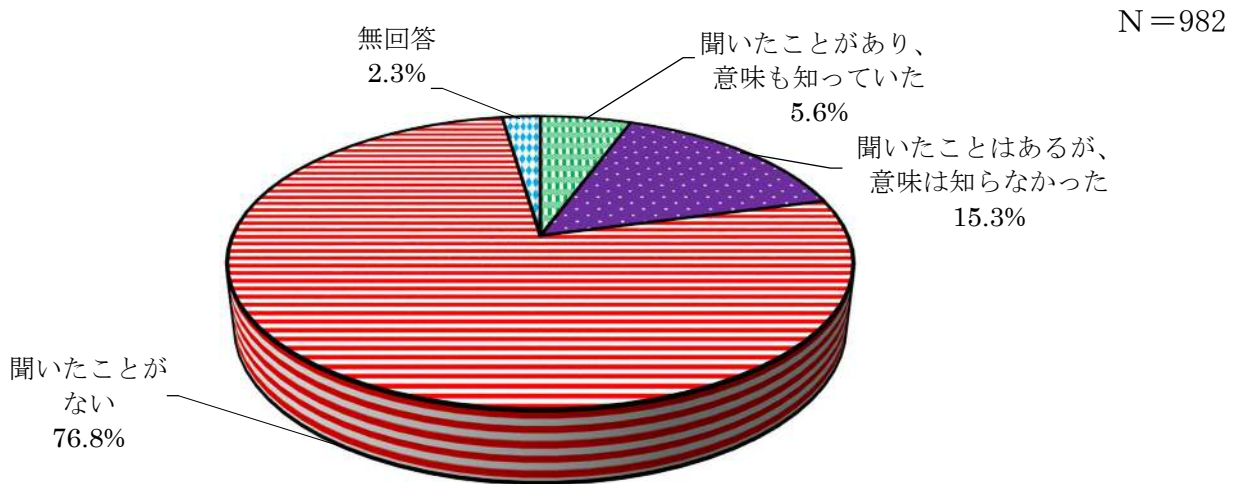


《すべての方におたずねします。》

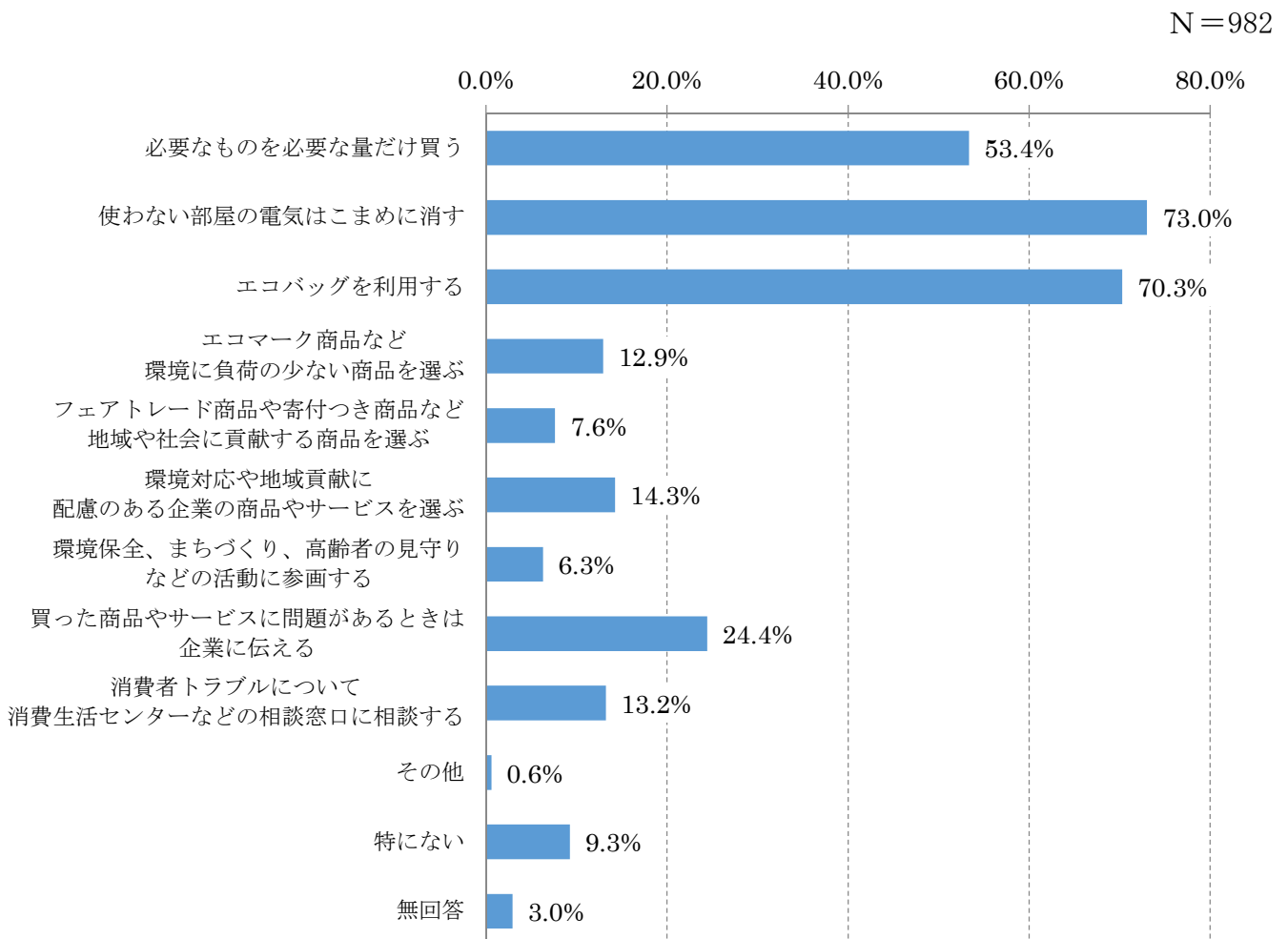
～消費者市民社会について～

消費者が商品やサービスを選ぶことは、提供する事業者を選ぶこと＝「お金による投票」をしていることとなります。こうした消費行動を通し、わたしたち一人一人が、自分のことだけでなく、周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境を考え生活し、社会の発展と改善のため積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。

問5 あなたは、「消費者市民社会」という言葉を聞いたことがありますか。(○は1つだけ)



問6 「消費者市民社会」につながる行動として、あなたの家庭で実践しているものはありますか。(○はいくつでも)



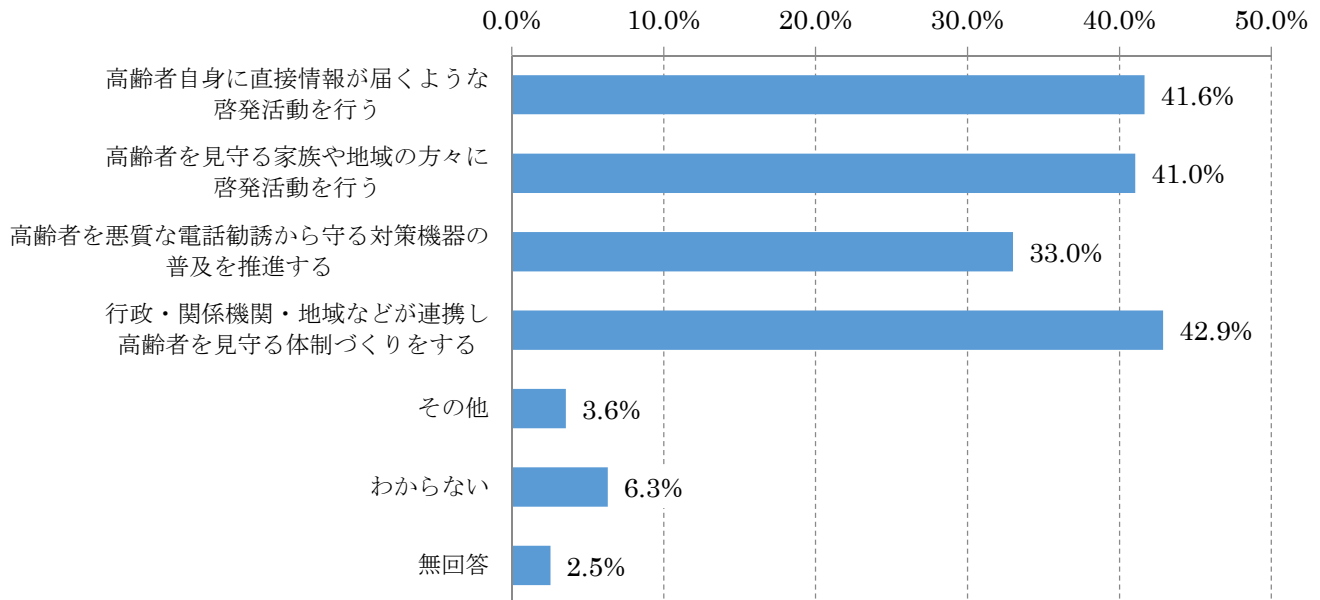
～消費者施策について～

名古屋市消費生活センターに寄せられる65歳以上の高齢者の相談件数が、平成25年度に前年度比29.0%増の3,576件と過去最高となり、平成26年度も3,452件と高止まりの状況です。特に高齢者は電話による悪質商法の標的とされやすく、喫緊の課題となっています。

問7 高齢者の消費者トラブル防止のために有効な施策は何だと思いますか。

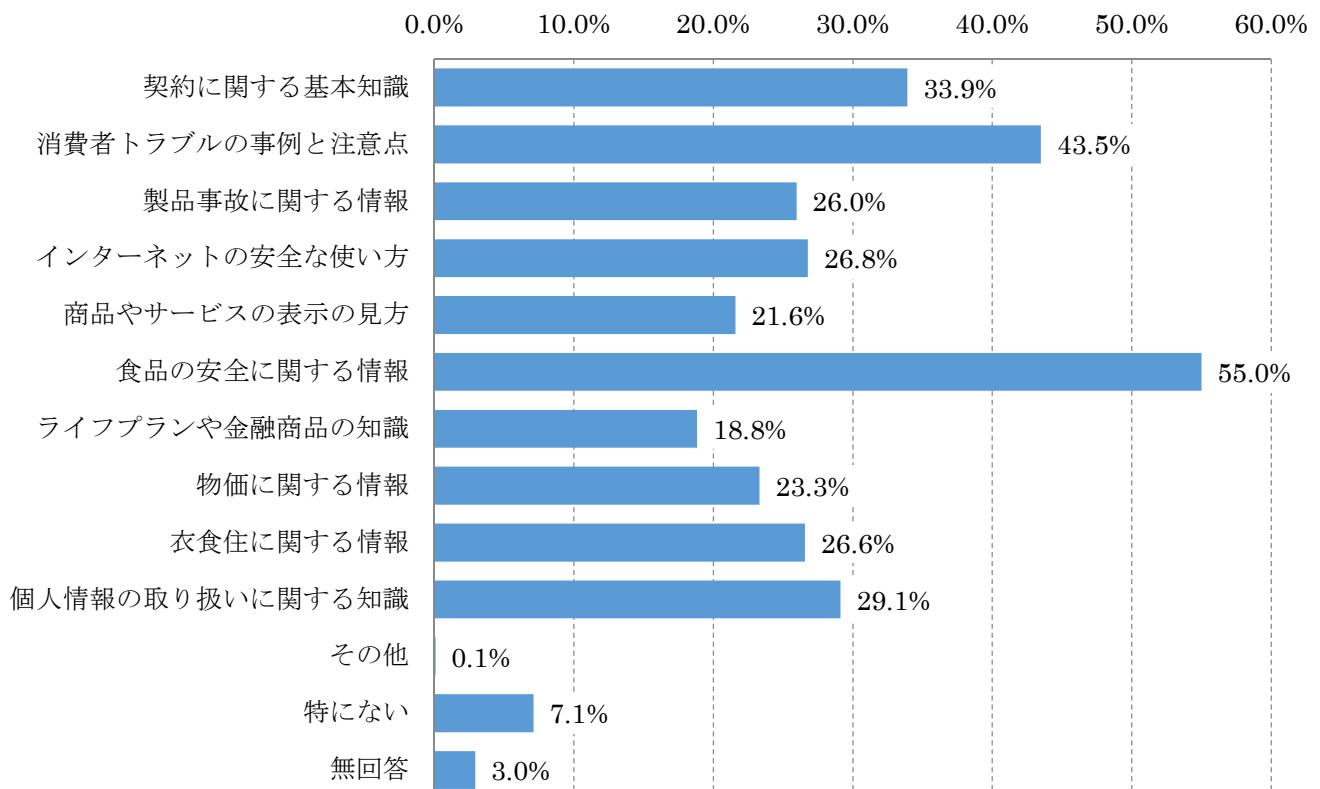
(○は2つまで)

N=982



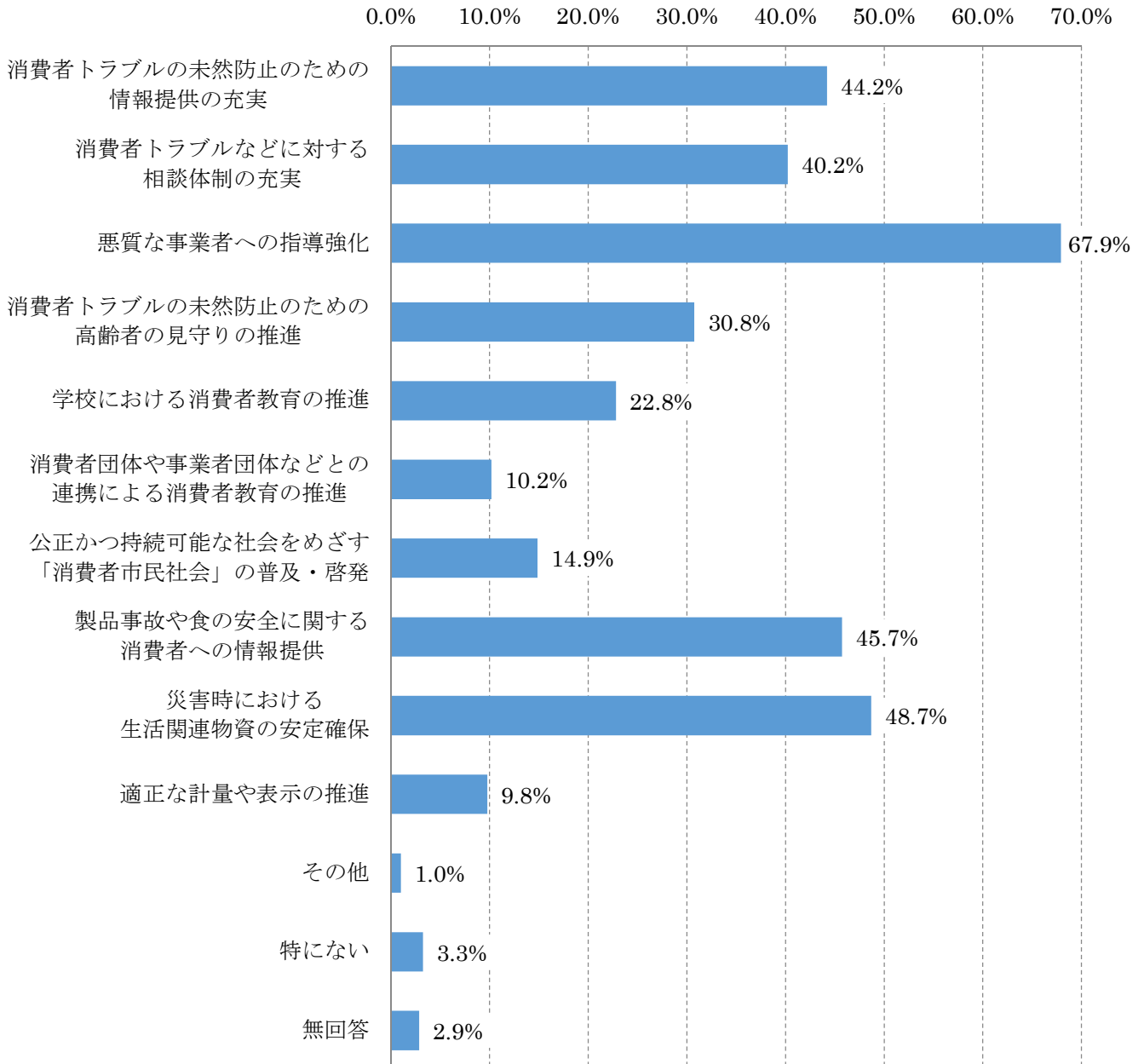
問8 あなたは、消費生活に関してどのような情報に関心がありますか。(○はいくつでも)

N=982



問9 あなたが、名古屋市に力を入れてほしい消費者施策は何ですか。(〇はいくつでも)

N=982



消費生活に関する相談は

- 名古屋市消費生活センター 電話：052-222-9671 (月～金曜日 9：00～16：15)
- 消費者ホットライン 電話：188 (いやや) *最寄りの相談窓口につながります